

報告・連絡書

平成29年8月23日

村長	副村長	村民生活部長	防災原子力安 全課長	防災原子力安 全課長補佐	防災原子力安 全課係長	担当 係長	記録者職氏名印
							稻田 小泉 善本
相手方(会議名)			あて先			区分	
						会議	電話 来訪 その他
主題 第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会							
内容							
日時 平成29年8月23日(水) 13:00~15:40							
場所 県庁6階 災害対策本部室							
参加者 菊池課長, 川又補佐, 稲田係長, 山村(記録)							
議題							
1. 避難計画の充実化について							
<ul style="list-style-type: none"> ・前回のスライドのみの説明では全体像が解らないとの指摘があったので、ロードマップを示す。 われて 庄民協議や市内の共通認識を図るツール ・本日の資料は基本的に開示可能。 とても活用可(頼) ・緊急時対応については、県、市町村の計画を可視化し、適正を原子力防災会議に諮るためのもの。 ・緊急時対応を作る中で、案が具体的かつ合理的と認められるかを横並びで見て不足の有無を確認。 							
質疑							
常陸大宮) [REDACTED]							
⇒ [REDACTED]							
常陸大宮) [REDACTED]							
⇒ [REDACTED]							
[REDACTED]							
[REDACTED]							
常陸大宮) [REDACTED]							
⇒ [REDACTED]							
[REDACTED]							
ひたちなか) [REDACTED]							
⇒ [REDACTED]							
ひたちなか) [REDACTED]							
⇒ [REDACTED]							

県) この後広域避難計画に関する勉強会としたい。

~10分間休憩

県) 市町村に次の課題について意見を頂きたい。

- ・複合災害時の第二避難場所、代替避難ルート
- ・避難手段の確保
- ・避難退域時検査

県) 第二避難場所は、広域避難先として割り当ての無いエリアとし、特に紐付けしない。代替避難ルートは既存の幹線道路とする。

水戸)

県)

常陸大宮)

=

水戸)

=

水戸)

ひたちなか)

=

県) 避難退域時検査についてUPZの境界付近で調整している。現在検討しているところ。

常陸大宮)

=

常陸大宮)

=

ひたちなか)

=

高萩)

=

高萩)

=

県) 要援護者の避難について、各市町村でどのように考えているのか、また個別に聞いていきたい。

また、緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所についても、市町村の考え方を確認して行きたい。

平成29年9月28日(木)

報告者：小田倉

会議等報告書

件名	第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について								
開催日時	平成29年8月23日(水) 13:00~15:30								
開催場所	茨城県庁6階 災害対策室								
参加者	宮本課長, 三浦主任, 報告者								
概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶 内閣府政策統括官(原子力防災担当) 作業部会においてロードマップ的なものを示し、緊急時対応をどの様な作業行程で策定していくのか説明させていただきたい。</p> <p>3. 内容 東海第二地域原子力防災協議会作業部会での検討事項について</p> <p>(1) 避難計画の充実化について(内閣府の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応とは、各市町村が策定する避難計画を可視化したもの。 先行して緊急時対応がまとまった地域では、避難計画の住民説明会など、外部への説明資料として活用している事例がある。 ○緊急時対応を取りまとめるにあたっては、県や市町村からデータを集めただけということではなく、緊急時対応を取りまとめる作業のなかで、県、市町村の避難計画も充実化していくものだと認識している。 <p>(2) 東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ(ロードマップ的なもの) 資料1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○項目が2から10まで分かれているが、必ずこの順番で策定していくというものではなく、今後の調整によって前後したり、矢印の長さも違ってくる。 ○資料2の全体版として策定する。最終的なものとしてイメージして欲しい。 <p>(3) 全体版のイメージ(資料2参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内閣府が、東海第二地域の「緊急時対応」を作成するにあたり、全体のイメージを掴んでもらうために先行地域で作成された緊急時対応をベースに作成したもの。 <p>【内容】</p> <tbody> <tr> <td>東海第二地域の概要</td><td>・原子力災害対策重点区域(PAZ, UPZ)の人口、世帯数、昼間流入人口など</td></tr> <tr> <td>緊急事態における対応体制</td><td>・原子力災害時の国、県、関係市町村の対応体制 ・住民への情報伝達体制、国の広報体制</td></tr> <tr> <td>PAZ内の施設敷地緊急事態における対応</td><td>施設敷地緊急事態における ・PAZの学校等、医療機関、社会福祉施設の避難 ・PAZを含む市町村それぞれの避難行動要支援者の避難、輸送能力等について</td></tr> <tr> <td>PAZ内の全面緊急事態における対応</td><td>全面緊急事態における ・バス避難の住民数、避難を円滑に行うための対応策</td></tr> </tbody>	東海第二地域の概要	・原子力災害対策重点区域(PAZ, UPZ)の人口、世帯数、昼間流入人口など	緊急事態における対応体制	・原子力災害時の国、県、関係市町村の対応体制 ・住民への情報伝達体制、国の広報体制	PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	施設敷地緊急事態における ・PAZの学校等、医療機関、社会福祉施設の避難 ・PAZを含む市町村それぞれの避難行動要支援者の避難、輸送能力等について	PAZ内の全面緊急事態における対応	全面緊急事態における ・バス避難の住民数、避難を円滑に行うための対応策
東海第二地域の概要	・原子力災害対策重点区域(PAZ, UPZ)の人口、世帯数、昼間流入人口など								
緊急事態における対応体制	・原子力災害時の国、県、関係市町村の対応体制 ・住民への情報伝達体制、国の広報体制								
PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	施設敷地緊急事態における ・PAZの学校等、医療機関、社会福祉施設の避難 ・PAZを含む市町村それぞれの避難行動要支援者の避難、輸送能力等について								
PAZ内の全面緊急事態における対応	全面緊急事態における ・バス避難の住民数、避難を円滑に行うための対応策								

UPZ内における対応	・UPZ内の対象人口、学校、社会福祉施設及び対象人 数等
放射線防護資機材等の供給体制	・関係市町村の生活物資の備蓄状況 ・国による物資の供給体制
緊急時モニタリングの実施体制	・東海第二地域のモニタリング体制（実施計画、動員計 画、一時移転等の実施単位など）
原子力災害時の医療の実施体制	・安定ヨウ素剤の事前配布対象人数頭 ・避難退城時検査候補地の設定、運営体制等
実動組織の支援体制	・実働組織の所在状況、広域支援体制 ・複合災害で想定される実働組織の活動例

※今後のスケジュール

内閣府が避難計画策定するにあたり抱えている課題等を把握するため各市町村を回る予定になっている。ひたちなか市の日程については現在調整中。

様式第4号

平成 29 年度

新規登録
29.8.10
立

出張同兼復命書

決裁	市長	部長 固部	千葉参事 千葉 忠	課長 七井 則	課長(菊池) 菊池 春	係長 星 仲	起票 永井 宏
			29.8.17 和	29.8.17 忠	29.8.14 則	29.8.10 春	29.8.10 仲

起票日	平成29年8月9日	所屬	生活安全課防災対策室
出張者			
職氏名	課長 七井則之、課長 菊池春、主事 高畠友宏		
出張目的	第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会に出席するため		
出張先	茨城県庁 6階 災害対策本部室 水戸市笠原町978番6		
期間	平成29年8月23日	～	泊1日
行程	運賃	—	円
	料金	—	円
	車賃	—	円
	日当	—	円
	宿泊料	—	円
	その他	—	円
	—	—	円
	—	—	円
	—	—	円
	—	—	円
合計 (所要予定額)	円		
会計	予算残額(差引前)	円	
予算区分	予算残額(差引後)	円	
款			
項目			
事業			
節			
細節			
細々節			

復命 下記のとおり 別紙のとおり 口頭)

第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会に出席いたしました。

内閣府からロードマップ及び全般版のイメージが提示されました。ロードマップにて具体的な時系列が示されており、各市町村、広域避難計画策定の状況を伺いながら、問題点について共通理解を図り、策定としていくことになりました。

その他の内閣府職員が9月より各市町村を訪問し、広域避難計画策定に伴う問題点や答常についての聞き取りを行なうことになりました。

決裁	市長 固部 29.8.25 和	部長 千葉 29.8.24 忠	千葉参事 千葉 忠	課長 七井 29.8.24 則	課長(菊池) 菊池 春	係長 星 仲	起票 高畠 友

(承認)
永井
29.8.24
立

部長	課長	准長補佐官	主査	係長	担当
○	○	○			○

第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

1 開催日時

平成29年8月23日 (水) 13:00~15:30

内閣府が市町村で開く3

2 開催場所

茨城県庁6階 災害対策本部室

あいづつ 内閣府

ロードマップ 工程

3 議題

(1) 避難計画の充実化について

避難計画との相関

緊急時対応可視化

(2) その他

次回11月開催

市町村計画充実化 横たわらいで

具体的かつ合理的な

朝下向地域連絡会議

文字から可視化 ⇒ 地図、手書き

6-12. 各市町 1枚必要 (UP2) 経路

9-3

9.

スクシーネンケ ⇒ 今後の検討

9-2

9

安定ヨウ素割 ⇒ 今後の検討

9-4 備蓄(行政)

9-4 スケ体制 (今後の検討)

9-7 スケマ (シ)

市町村計画に水没するベッド ベッドははまっている
いいでもなくない (国)

来年の11月に高経年化 (たにじていた状況はつくねくない) (国)

そこで何とかうまいこと考えている (国)

国上審査、11月上旬も開きたい旨

8月16日(火)

防災計画書

並町村計画と緊急時対応の関係

→全てで主張がうそ、緊急時対応は人の人で本がでなくては緊急時対応を
たどり思っている(因)

住民説明ができますでジニアルかでありますからねはこうのもある

1段階的困難は住民の理解が重要

現在の状況と、これからどうあるか 東海ではどういう設定をしているのか
住民に説明がてます。タイムライン約月での説明

免強令

経路

スケーリング

会議報告書

市長	副市長	部長	課長	G.L	課員
		矢代	鶴原		鈴木 沢田 鈴木
情報公開	公開 部分公開 非公開		保存期間	永 10 5 3 1	
報告月日	平成29年 8月31日	報告者	危機対策課 補佐 長久保 有子		
協議事項	第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 及び [REDACTED]				
日時	平成29年8月23日(水) 午後1時30分～午後3時30分				
場所	県庁6階 災害対策本部室				
出席者	出席者(別紙出席者名簿のとおり)				

第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会

1 開会(あいさつ)

内閣府 細野地域原子力防災推進官

内閣府でも、茨城県の原発をめぐるいろいろな動き(知事の発言等)については、新聞等で確認しているが、このことは広域避難計画を作るのに全く差支えないと思っている。

また、今回配付した資料は、開示されても問題ないので、参考にしてもらいたい。

2 議題

(1) 避難計画の充実化について

【内閣府 島主査】県、市町村の避難計画がある程度出来てきたところで、国の方でチェックをしたい。多分、市町村で作成するのは文字の多い計画になると思うが、国の方で目指したいのは資料2のような可視化された計画。

市町村で避難計画が完成してから、国で資料2のような計画を作るのではなく、共に作っていくことで、市町村の計画も充実化されていくことになると思う。そのためには、資料1のような策定ステップのとおりに進めていくのが良いと思う。

[REDACTED] 資料1の時間軸は?

【内閣府 島】ステップを載せただけなので、時間軸は入っていない。

[REDACTED] 現在、避難計画を作成中である。県内96万人の避難計画は、市単独での作成は難しいので、県内同じような時間軸で計画が出来れば、住民説明会等でも説明しやすい。協議すべきことが多すぎて計画に盛り込めない内容もたくさんあるのに、市民からは実効性のある計画を求められる。

【内閣府 細野】答えになっていないかもしれないが、申し上げさせていただく。

通常、ロードマップにはスケジュールは入るが、今回の資料1ではあえて外している。茨城県の現状をみると、急いで作成することはよくないと思った。私個人としては、避難計画を来年秋までに作らなければならない、とかそういうことはないと思う。よって、決まったスケジュールはないが、お互い（国・県・市町村）来年秋までに何もしていないということだけは避けたいと思う。

最初から完全なものはできないので、今の段階で最大限のものを作る、ということか。では、

①図上演習の予定はあるか？

②東海第二の再稼働は決まっていないが、使用済み燃料があるということで避難計画をついている。では、使用済み燃料があると、どの位の被害があるのか？

【内閣府 細野】②については、稼働していないプラントだと正直あまり危険はない。今の使用済み燃料は5～6年冷やしているので、1か月位は冷却できなくなってしまっても大丈夫かと思う。自分は前職で安全審査を担当していたので、90%自信はあるが、ゼロリスクはあり得ないので、不安もある。しかし、方一の有事の際も96万人全員が避難するわけではないし、ゼロリスクを前提とすると、話は進まない。

後日、日本原子力発電㈱の木内氏に確認したところ、確かに冷却できていれば1か月位は問題ないが、万一、冷却水の容器が破損して、水がなくなってしまった場合は事故が起こる可能性があるので、そのため避難計画は必要であるのでは、とのことだった。

【原子力規制庁 小嶋原子力防災専門官】①の図上演習は、初動的なものを11/9、10に行う予定。

市町村でつくる避難計画と国で定める緊急時対応（資料1のことらしい。）の関係を知りたい。

【内閣府 細野】どちらも、どころどころ出来ていないところがあつても、全体が出来ていればよいと思う。

約100万人が避難するためには、住民に信じてもらえる計画をつくる必要がある。しかし、使用済み燃料の冷却水がなくなるとどういう事故が起こるのか、想定が分からぬとつくりづらい。5km、30kmというけれど、説得性がない。発災してから何時間後に何をする、という時間軸がないと、早く避難しないと、と不安になるだけだと思う。屋内退避をした方がいいメリット、避難中の渋滞で車の中に長時間いるよりは室内にいた方が良いメリットを伝えるために、時間軸を知りたい。

【内閣府 細田】5km、30kmというのは、原子力規制委員会が決めた国の決まり事。よって、国が5km、30kmと決めたなら、役人としてはそれに従うのみ。我々も悩んでいる。防災は、100人いて100人が納得する答えはない。プラントはだいぶ頑丈にできているので大丈夫であるとは思うが、そう言ってしまっては事務官としてはまずい。ゼロリスクを肯定してしまうことになる。

屋内退避については、内閣府でもチラシをつくった。参考にしてもらいたい。

【ここで、作業部会終了。】

報 告 書

市長 ※	副市長 ※	部長 [REDACTED]	課長 [REDACTED]	課長補佐 (総括) [REDACTED]	課長補佐 (グループ 長) [REDACTED]	グループ員 [REDACTED] [REDACTED]
会議名	第4回東海第二地域原子力防災協議会 作業部会 及び 県勉強会				記録者	海野 [REDACTED]
日 時	平成29年8月23日(水) 13:00~15:30			場 所	県庁6階 災害対策本部室	
出席者	内閣府、原子力規制庁、経済産業省 茨城県：原対課、薬務課、厚生総務課、保健予防課、道路維持課、 健康教育推進室 市町村：UPZ圏内14市町村担当職員 当市：小橋課長、秋山総括補佐、記録者 オブザーバー：日本原子力発電(株)					

全国13地域に設置された地域原子力防災協議会のうち、本県では東海第二地域原子力防災協議会が設置されており、第4回の作業部会が開催された。

【議題】

- 1 避難計画の充実化について (内閣府説明)
 - ・東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ (イメージ・素案)
 - ・緊急時対応の全体版のイメージ (他地域をベースに作成)
- 2 今後の進め方について
 - ・9月に各自治体を訪問し、計画策定についての課題等の意見を聞きたい。

Q & A

- Q : 資料1(策定ステップ)に時間的要素はあるのか?
- A : 東海第二地域は、他地域と状況が異なると認識をしており、簡単にできるものではないと感じている。したがって、時間的要素は含まれていない。
- Q : 避難計画を策定しなければならないが、課題が多く困難を極めている。30km圏内14自治体は約96万人を抱えており、他自治体と並行して進めていくべきであると考える。
- A : 回答にはならないと思うが・・・人口を見ても他地域とは状況が違う。東海第二原発は平成30年11月には運転開始40年を迎える原発でもあることから、内閣府として何らかのものを出したいと考えている。
- Q : 図上演習の開催計画は?
- A : 茨城会場は、平成29年11月9・10日に開催予定である。
- Q : 東海第二原発に事故が起きた時のタイムラインが必要である。被害シミュレーションは行わないのか?
- A : 明確な回答なし
- Q : 14自治体の避難計画が全て完成しなければ、緊急時対応も完成しないと考えてよいのか?
- A : 各自治体が策定を進めている避難計画において、ある程度の見通しが立つと判断できれば、緊急時対応は作成できるものと考えている。避難計画の策定が必須条件とは考えてない。

第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

1 開催日時

平成29年8月23日 (水) 13:00~15:30

14:19

記録 2028.8.23

内閣府

2 開催場所

茨城県庁6階 災害対策本部室

✓ AHO 年次実績トマト

緊急避難、警報の実施について

OK

3 議題

(1) 避難計画の充実化について

32

(2) その他 → X

✓ 第1回のステップについて時間的混乱はあってか。 → はい
= はい

✓

(6月) ① 施設一覧表、ロードマップを作成し、周辺自治体の連絡を取る。これを踏まえ、と
実現性を評価する。
将来的なスケジュールは?
来年の4月にはどうか、国と自治体が、何を進めていくべきかアドバイス。
避難ルートを見直す。周辺自治体に連絡して、了承を得る。

② 未了の項目

① 今年11月に国土交通省へ提出

✓ 地震避難地の目録を作成し、周辺自治体と連絡を取る。 → 今年11月に国土交通省へ提出
✓ 周辺自治体の再開発計画と連携して避難計画を改定する(10月)であります。それまでに、カタログ(予定)を11月に提出する。
UTLの被害想定の検討

②

今後、作業スケジュールについて

③ 自治体が準備されたと9月10月上旬

この内の内閣府が見て、11月3日提出
内閣官房、警察庁、消防庁、作業部会

④ 11/9、10 2回目 内閣府にて

新規規制の説明会

1777年

1 裁定=239トント。自作地の税金。 \rightarrow 草原除根の地代を支払う。

2 トント。自作地の税金。草原除根の地代。田ての地代を支払う。

3 トント。自作地の税金。草原除根の地代。

4 本領の事例の内訳が書かれてる。何で事例か? トントの地代を支払う。

ヤシの税金が書かれている?

(172) → 何時月で納付?

外山の事例の内訳が書かれてる。何で? 実際の内訳が書いてある。172年3月。

トントの税金?